

### ■趣 旨

文部科学省では、平成22年度より、「消費者教育推進事業」を実施し、大学及び社会教育分野における消費者教育の推進のために各種取組を行っています。

平成24年の消費者教育推進法では、消費者教育を推進する多様な主体の連携の確保による効果的な実施が規定されるほか、推進法により閣議決定された基本方針では、地域の多様な主体間のネットワーク化や相互の連携と情報共有の仕組みづくりの必要性が求められています。

そこで、文部科学省では、学校や地域において消費者団体等をはじめ様々な主体の連携・協働による消費者教育を推進するため、消費者教育フェスタを開催しています。

### ■対 象

教員、教育委員会、消費者行政部局、事業者、消費者団体等

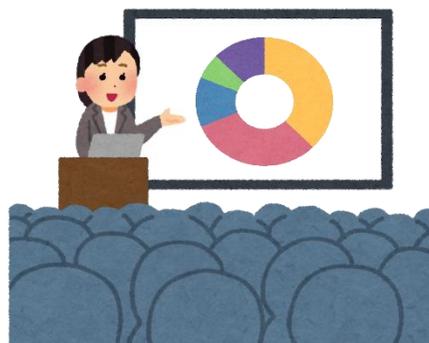
### ■令和3年度開催地

愛媛会場：令和4年1月19日（水）

東京会場：令和4年2月10日（木）

※ オンラインと現地開催併用にて開催予定

#### ○好事例の共有



#### ○関係機関との連携促進

